

平成24年第21回震災復興推進本部会議提案

審議 報告・その他

提出日：平成25年2月13日

担当部・課：総務部防災対策課〔内線4166〕

①件名	石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 国は、東京電力福島第一原子力発電所における事故への対応を踏まえ、原子力防災に関する抜本的な見直しを行うため、原子力災害対策特別措置法の改正を行い、平成24年6月27日に原子力規制委員会設置法が公布され、9月19日に原子力規制委員会及び事務局である原子力規制庁を発足させた。原子力規制委員会は、10月31日に原発事故時の防災対策の枠組みとなる「原子力災害対策指針」を作成し公表した。</p> <p>【目的】 本市は、平成25年3月中旬までに「原子力災害対策指針」並びに宮城県が修正した「宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕」を基に、「石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕」の修正を行う。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 1. 災害対策基本法 2. 原子力災害対策特別措置法 3. 原子力規制委員会設置法 4. 石巻市防災会議条例</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第7節 災害に対する備えを充実する 2 原子力発電所への監視体制を強化する</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成24年11月20日 宮城県原子力防災部会（第1回）北村副市長出席 平成25年 1月 9日 宮城県原子力防災部会（第2回）市長出席</p>
⑤主な内容	<p>1. 防災対策重点地域の内、PAZは発電所から半径5キロ圏内とし、UPZは市全域とした。 2. 修正字句等は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕を基に修正した。</p>
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
⑦他の自治体の政策との比較検討	
⑧今後の予定及び施行予定年月日	<p>1. 2月13日 庁議 2. 2月15日 総合防災対策特別委員会 3. 2月20日 石巻市防災会議 4. 3月中旬 宮城県知事へ提出予定</p>
⑨その他	<p>1. 原子力規制委員会が検討している課題 ①防護措置の実施を判断する際の緊急事態区分のあり方（避難基準等） ②安定ヨウ素剤の判断・投与・配布基準 ③緊急時モニタリングのあり方 等</p> <p>2. 原子力災害対策指針の改定に伴う修正……改定に併せ修正</p>

石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕修正案の概要

1 計画の目的

この計画は、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、本市や宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 作成の経過

東京電力株式会社福島第一原子力発電所における原子力事故への対応と教訓を踏まえ、平成24年6月27日に原子力規制委員会設置法が公布され、同年9月19日に施行された。

地域防災計画〔原子力災害対策編〕を策定するための経過期間として、原子力規制委員会設置法施行の日から半年程度で策定することとされていることから、平成25年3月18日まで計画の修正を行うこととなる。なお、原子力規制委員会は、原発事故時の防災対策の枠組みとなる「原子力災害対策指針」を平成24年10月31日に決定し公表した。

3 計画の構成

この計画は、本市の原子力災害対策の基本となるもので、「総則」、「原子力災害事前対策」、「緊急事態応急対策」、「原子力災害中長期対策」の4章から構成する。

第1章 総 則

計画立案の段階から担当機関部署が具体的に実施すべき事項や連携する事項等について第8節まで設定

- ・ 計画の目的・性格
- ・ 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
- ・ 防災関係機関の事務又は業務 等

第2章 原子力災害事前対策

原子力災害発生時の事前対策について第18節まで設定

- ・ 原子力防災専門官との連携
- ・ 情報の収集・連絡体制の整備
- ・ 避難収容活動体制の整備
- ・ 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発
- ・ 防災訓練の実施 等

第3章 緊急事態応急対策

原法10条並びに第15条の原子力緊急事態宣言後の緊急事態応急対策について第13節まで設定

- ・ 情報の収集・連絡、緊急連絡体制
- ・ 事故発生初期の措置
- ・ 災害対策本部の設置
- ・ 緊急時モニタリング実施体制
- ・ 屋内退避・避難収容等の防護活動 等

第4章 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言後の対策を第10節まで設定

- ・ 環境汚染対処への措置
- ・ 各種制限措置等の解除
- ・ 被災者等の生活再建等の支援
- ・ 風評被害等の影響の軽減
- ・ 心身の健康相談体制の整備 等

4 修正における留意点

- (1) 原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針を遵守し、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕との整合性を図り修正した。
- (2) これまで女川原子力発電所から最も速いところで半径16キロメートルとしていたEPZ（防災対策重点地域）を、市全域をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）とし、半径5キロ圏内をPAZ（放射性物質放出前に防護措置を準備する区域）とした。
- (3) 緊急事態の応急対策（避難等）実施基準については、現在、原子力規制委員会が原子力施設の状態に基づいて防護措置の意思決定を行う緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）による判断基準を検討しており、今後、原法10条の通報基準及び15条の原子力緊急事態宣言の基準の見直しがなされ、原子力災害対策指針に反映することとなる。このため今回の修正案には、具体的な避難、屋内退避の手順、安定ヨウ素剤の配布手順等は盛り込んでいない。今後、対策指針に反映された後に、宮城県防災計画との整合性を図り修正していく。
- (4) 宮城県で実施する防護対策については、従前通り、業務分担が分かりやすいように「参考」として掲載した。
 (例：モニタリング体制等の整備・実施方法について、緊急時医療体制等の整備・活動について等)

5 現在までの経過と今後のスケジュール

国の動き	市の動き	県の動き
24. 9. 19 原子力規制委員会・原子力規制庁発足	24. 11. 20 第1回防災会議原子力防災部会（北村副市長出席）	24. 11. 20 第1回防災会議原子力防災部会
24. 10. 24 拡散シミュレーション試算結果公表	25. 1. 9 第2回防災会議原子力防災部会（亀山市長出席）	25. 1. 9 第2回防災会議原子力防災部会
24. 10. 31 原子力災害対策指針決定	25. 2. 15 市議会総合防災対策特別委員会	25. 2. 1 宮城県防災会議
24. 12. 13 拡散シミュレーション試算修正結果公表	25. 2. 20 石巻市防災会議	
	25. 3. 中 宮城県知事へ地域防災計画書提出	

章	節・項目	修 正 内 容 等
第1章	第4節3 緊急事態における判断基準	緊急事態の初期対応段階では、迅速な意思決定ができるよう、緊急事態の区分など以下の判断基準に基づき意思決定を行う。 (1) 緊急時活動レベル (EAL) : 放射性物質放出前の段階で、事業者が緊急時活動を行う基準に基づき、避難等の防護措置を決定する基準 (2) 運用上の介入レベル (OIL) : 放射性物質放出後に、環境モニタリング等の実測値を踏まえ屋内退避、避難等を行うための基準
第2章	第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	(1) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) 放射性物質の環境への放出前の予防的防護区域 (前網・奇磯・鮫浦・大谷川・谷川・泊・小積浜・荻浜) (2) 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ) 環境モニタリング等の実測値を踏まえ、緊急時防護を準備する区域 (市全域)
	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	(1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進める。 (2) 市は、資機材、備蓄量等に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。 (3) 市は、避難場所、避難施設等の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効利用を図るものとする。
第3章	第13節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	(1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施する。 (2) 防災知識の普及と啓発を行うに際しては、災害時要援護者へ十分に配慮するとともに被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮する。
	第5節 住民等への的確な情報伝達活動	流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動、また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。
第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動	第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動	(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等 ①市は、特定事象 (原災法10条事象) 発生時には、PAZ内における予防的防護措置 (避難等) の準備を行うとともに、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言 (原災法15条事象) を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置 (避難) を行う。 また、緊急時放射線モニタリング結果及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告等必要な緊急事態応急対策を実施する。 ②市は、市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。
		(2) 避難場所 ①市は、県と連携し、緊急時に必要に応じて避難及びスクリューニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。 ②市は、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。 (3) 安定ヨウ素剤の予防服用 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、県又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る必要な措置を講じるものとする。 (4) 災害時要援護者等への配慮 災害時要援護者及び一時滞留者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。 (5) 学校等施設における避難措置 学校等施設においては、あらかじめ定めた避難計画等に基づき迅速かつ安全に生徒等を避難させる。
第4章	第2節 緊急事態解除宣言後の対応	市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。